

【エネトピアグループ光アクセス・コラボサービス料引(1)】

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス、エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	対象サービスを2年間継続利用すること
サービス料金	ファミリータイプ:5,698円(税込) マンションタイプ:4,598円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	ファミリータイプ:5,698円 マンションタイプ:4,598円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合
注意事項	・NTT西日本の提供する光サービスの初期工事費用を、分割払いでお支払いいただいているお客さまで、転用が完了した時点で当該費用のお支払いが残っている場合、その残金を両社から請求させていただきます。 ・本サービスに利用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線が両社で開通した初期工事費において、サービス解約時お支払いが残っている場合、その残金について両社から請求させていただきます。

【エネトピアグループ光アクセス・コラボサービス料引(2)】

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス、エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	・対象サービスを2年間継続利用すること ・両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	ファミリータイプ:5,478円(税込) マンションタイプ:4,378円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	ファミリータイプ:5,478円 マンションタイプ:4,378円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合
注意事項	・NTT西日本の提供する光サービスの初期工事費用を、分割払いでお支払いいただいているお客さまで、転用が完了した時点で当該費用のお支払いが残っている場合、その残金を両社から請求させていただきます。 ・本サービスに利用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線が両社で開通した初期工事費において、サービス解約時お支払いが残っている場合、その残金について両社から請求させていただきます。

【エネトピアグループ光アクセス・コラボサービス料引(3)】

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス、エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	ファミリータイプ:6,930円(税込) マンションタイプ:5,060円(税込)
利用契約の期間	1ヶ月
解約金	無し
注意事項	・NTT西日本の提供する光サービスの初期工事費用を、分割払いでお支払いいただいているお客さまで、転用が完了した時点で当該費用のお支払いが残っている場合、その残金を両社から請求させていただきます。 ・本サービスに利用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線が両社で開通した初期工事費において、サービス解約時お支払いが残っている場合、その残金について両社から請求させていただきます。

●お問い合わせ先



680-0932 鳥取県鳥取市五反田町6

内容は2023年12月1日現在のもので、予告なく変更される場合があります。

鳥取ガス株式会社：☎0570-04-8811 平日・休日問わず 09:00～19:00

鳥取ガス産業株式会社：☎0570-04-8822 平日・休日問わず 09:00～19:00

エネトピアひかりサポートセンター：☎0570-04-8877 平日・休日問わず 10:00～19:00 ※GW、年末年始は除く

2023.12

エネトピア インターネットサービス利用規約集

エネトピアのインターネットサービスを ご利用にあたっての利用規約です。必ずご一読ください。

インターネットサービス規約

鳥取ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)は、両社の提供する個人向けインターネットサービス(以下「本サービス」という)に関し、本サービスの利用者(以下「会員」という)に対し、以下のとおり会員規約を定めます。

本規約の範囲及び変更

第1条

- 本規約は、本サービスの利用に関し会員に適用します。第3条及び第4条で規定する会員契約が成立後、会員は誠実に本規約を遵守する責務が発生します。
- 両社が別途規定する個別規定及び両社が随時、会員に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定が優先するものとします。
- 両社は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更でき、会員は両社からの通知をもって、これを承諾するものとします。
- 両社は、本約款の変更等により会員の設備の改造・変更が必要となった場合であっても、それに要する費用は原則として負担しません。

通知及び同意の方法

第2条

- 両社から会員への通知は、本規約に別段に定めのある場合を除き、本サービス経由の電子メール、両社所定のWEBサイト、電話、またはその他両社が適当と認める方法により行われるものとします。
- 前項の通知が電子メールで行われる場合、会員の電子メールアドレス宛に発信し、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって会員への通知が完了したものとみなします。会員は、両社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。
- 第1項の通知がWEBサイトで行われる場合、当該通知がWEBサイト上に掲示され、会員が本サービスにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって会員への通知が完了したものとみなします。
- 第1項の通知が電話で行われる場合、第5条で規定する会員契約で登録した電話番号に対して発信し、会員又は第10条に規定する同居の家族との会話をもって会員への通知が完了したものとみなします。
- 両社は、第2項、第3項の方法により会員に通知を行った場合、通知日より30日の経過をもって、同通知の内容について会員の同意を得たものとみなします。但し、会員より通知内容について、通知日より30日以内に書面をもって異議の申し出があった場合は、この限りではありません。
- 両社は、第4項の方法により会員に通知を行った場合、会員又は第10条に規定する同居の家族との会話をもって会員の同意を得たものとみなします。但し、会員より通知内容について、通知日より30日以内に書面をもって異議の申し出があった場合は、この限りではありません。
- 第2項、第3項、第4項で行われる会員に対する通知は次のとおりであり、会員はこの通知に対して、一律に行われることに同意するものとします。ただし、第2項の電子メールで行われる場合、個々に通知される電子メールに配信拒否申請がある場合には、この限りではありません。
 - 定期的な全会員に対して行われるお知らせ
 - 本規約の改定に関するお知らせ
 - 個々の会員に有益と思われる本サービス及び関連するサービス、商品、お知らせ等の情報
 - その他、両社が必要と認めた周知に関する事項

契約の種類

第3条

- 本サービスは、会員のみが利用することができるものとします。本サービスは、以下に定める会員契約を締結することにより会員全てが提供を受けることのできるサービスと、以下に定める個別サービス契約を締結した会員が提供を受けることのできるサービスによって構成されています。個別のサービスの提供を受けるためには第13条に定める個別サービスの申し込みが必要になります。

(1) 会員契約

会員契約とは本サービスを受ける資格を有するものを規定する契約であり、第4条及び第5条で規定する会員契約が成立した日より第7条の規定に従い会員が退会を申請し退会が成立するまでの間、もしくは第8条に従い両社が会員資格の中断・取消を行うまでの間有効になります。

(2) 個別サービス契約

サービス契約とは、会員が接続サービスや付加サービスなどの各サービス毎に第13条に従い申し込みを行うことにより成立する契約であり各サービスに個々の定めがある場合を除いて毎月の1日をはじめとして月末を終わりとする月単位の契約となります。会員が第14条に定めるサービス契約の解約を行った月の月末もしくは第15条に定める両社によるサービス

契約の解除の日までの間、毎月自動更新されるものとします。

会員契約の申し込み

第4条

- 本サービスへの入会を希望する人(以下「入会希望者」という)は、本規約を承諾していただいた上で、入会希望者が20歳以上の場合、本人が会員契約当事者(以下「契約者」という)として両社が別途指定する所定の手続に従って、会員契約締結を申し込みます。入会希望者が20歳未満の場合、本人が契約者として両社が別途指定する所定の手続に従って会員契約締結を申し込みますが、事前に親権者の同意を得ていることが必要です。上記の要件を充足しない申し込みは、有効な申し込みとはならず、会員契約は成立いたしません。

会員契約の成立

第5条

- 入会希望者が、第4条に規定する会員契約の申し込みを行い、両社がこれを承諾した場合、会員契約の申し込みを受領した日付に遡り、会員契約が成立したものとします。
- 入会希望者が以下の項目に該当する場合、両社は当該会員契約を締結しない場合があります。
 - 入会希望者が日本国外に居住する場合。
 - 入会希望者が、過去に会員規約違反等により、会員資格の取消が行われている場合。
 - 申し込み内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合。
 - 法(法人名や団体名等、個人名以外)による申し込みの場合。
 - その他、両社が、入会希望者を会員とすることを不適当と判断する場合。

登録内容の変更

第6条

- 会員は、入会申し込みにおいて届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の届出を、両社に行うものとします。
- 会員は、前項の届出を怠った場合に両社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを、あらかじめ異議なく承認するものとします。

退会

第7条

- 会員が退会を希望する場合には、月末をもって退会するものとし、特別の事情がない限り会員本人より退会希望月の20日までに両社が別途定める手順にて両社に届け出たのち、両社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、両社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。また、両社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。また、両社は、退会に伴って、両社に対して、なんらかの請求権を取得することは一切ありません。また会員は、退会以降に第18条に規定する利用料金が発生している場合には、退会以降であっても、第18条4項で指定した決済方法により支払いを行うことに同意します。
- 会員は、両社が退会に際し特に制限または条件等を定めている特典、サービス等を利用している場合は、前項は適用しません。該当の特典、サービス等の個別の制限または条件に基づき退会するものとします。
- 退会後の個人情報削除及び保管期間に関しては、両社が適当と判断する相当の期間について保管するものと、その後、削除することに同意します。

会員資格の中断・取消

第8条

- 会員が以下の項目に該当する場合、両社は、事前に通知することなく直ちに当該会員の会員資格を中断または取り消すことができるものとします。また、会員資格が取り消された場合、当該会員は、両社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、両社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。
 - 入会申し込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - 第19条で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
 - 料金等の支払債務の履行遅延又は不履行が1回でもあった場合。
 - 手放を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
 - その他、本規約に違反した場合。
 - その他、会員として不適切と両社が判断した場合。
 - 第6条で規定する登録内容の変更を相当期間怠ったと両社が判断した場合。

I D及びパスワードの管理

第9条

- 会員は、両社が会員に付与するユーザー I D及びパスワードの管理責任を負うものとします。
- 会員は、第10条で規定する場合を除き、ユーザー I D、パスワード及び本サービスを利用できないとしたり、または貸与、譲渡、名義変更、売買、買入等をして

ては、回線事業者が受け付けるものとし、本サービスの利用料金、サービス内容等に関する問い合わせについては両社が受け付けるものとします。

3. 両社は、本サービスの提供にあたり必要がある範囲で、会員が利用する光回線の回線事業者との間で当該会員の情報を相互に開示するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

料金第1表 光アクセスサービス料金表

[サービス料金]

1. 月額費用	1,210円(税込)
2. キャンペーン	キャンペーンをご利用の場合は、キャンペーン料金を適用します。

光コラボレーションアクセスキャンペーン規約

本規約の適用

第1条

- 鳥取ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)は「光コラボレーションアクセスキャンペーン規約」(以下、「本規約」という)を定め、「光コラボレーションアクセスサービス」(以下「本サービス」という)を提供します。
- 本規約は、「インターネットサービス規約」「光コラボレーションサービス規約」「光アクセスサービス規約」(以下「各規約」という)の一部を構成するものであり、本サービスの契約者(以下「会員」という)は各規約を承諾したものとします。
- 本サービスは、両社が別途定める条件を満たす会員の月額利用料金から、両社が別途定める金額を割り引くサービスです。
- 本サービスの内容、提供条件、その他詳細については、両社が別途定める本サービスに関する諸規定により、会員に提示されるものとします。
- 本規約に定めのない事項は各規約によります。

本サービスの申し込み

第2条

- 両社は、会員が本規約での取引に合意のうえ両社所定の方法により申込みを行ったとき、本サービスの契約申込みを受け付けます。
- 両社は本サービスの契約申込みを受け付けた順序に従って審査を行い、申込みを承諾します。
- 両社が契約申込みを承諾したときを以って、契約締結とします。
- 両社は本条第2項の定めにかかわらず、以下の項目に該当する場合、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - 本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
 - 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - その他両社の業務遂行上著しい支障があるとき

利用料金

第3条

- 会員は、本サービスの締結に基づき、両社が別途定める料金(以下「サービス料金」という)を支払うものとします。

利用契約の満了

第4条

- 本サービスの利用契約は、本サービスの提供を開始した日の属す暦月の初日(以下「起算日」という)から両社が別途定める期間をもって満了となります。

利用契約の満了に伴う契約の更新等

第5条

- 本サービスの利用契約は、その契約の満了と同時に新たに契約を締結するとし、又は満了と同時に契約を解除するときは、両社が指定する期間中に、両社に

別紙 提供条件及びサービス料

[エネトピアグループ光アクセスサービス料割引(1)]

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス
提供条件	対象サービスを2年間継続利用すること
サービス料金	968円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	968円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合

[エネトピアグループ光アクセスサービス料割引(2)]

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス
提供条件	両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	1,155円(税込)
利用契約の期間	1ヶ月
解約金	無し

【附則】

本規約は2016年7月1日より適用します。
本規約は2018年9月1日より適用します。
本規約は2021年2月1日より適用します。

申し出ていただきます。

- 両社は、契約の満了日までに前項に規定する申し出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に契約を更新します。

解約

第6条

- 本サービスの利用契約は、会員が、両社が別途定める手続に従い本サービスの終了を申し入れた場合、両社が当該終了の手続きを完了した月の末日をもって解約されるものとします。
- 本サービスの利用契約の終了をもって、会員は、本サービスの適用を受けることができなくなるものとします。なお、当該終了後に本サービスの利用を希望する場合、再度両社所定の申込手続きが必要となります。

解約金

第7条

- 会員が、本サービスを両社が指定する期間外に解約する場合、両社が別途定める解約金が生じます。
- 前項の定めにかかわらず、両社が別途定めるサービスへの変更については、前項の解約金は発生いたしません。

本サービスの一時中断・利用停止等

第8条

- 理由の如何を問わず、本サービスに一時中断、利用中止又は利用停止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません。(契約期間の進行が停止するものではありません。)

本サービスの変更・廃止等

第9条

- 両社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、本サービスの全部又は一部の変更、追加、中止又は廃止ができるものとします。

免責

第10条

- 両社は、本サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- いかなる場合においても両社は、本サービスの提供に関し、以下に定める会員又は第三者に生じた損害については一切責任を負わないものとします。
 - 両社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
 - 両社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害

【附則】

本規約は2016年7月1日より適用します。
本規約は2018年9月1日より適用します。
本規約は2021年2月1日より適用します。
本規約は2023年12月1日より適用します。

[エネトピアグループ光アクセスサービス料割引(3)]

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス
提供条件	・対象サービスを2年間継続利用すること ・両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	913円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	913円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合

[エネトピアグループコラボサービス料割引(1)]

対象サービス	エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	対象サービスを2年間継続利用すること
サービス料金	ファミリータイプ:4,730円(税込) マンションタイプ:3,630円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	ファミリータイプ:4,730円 マンションタイプ:3,630円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合
注意事項	・NTT西日本の提供する光サービスの初期工事費用を、分割払いでお支払いいただいているお客さまで、転用が完了した時点で当該費用のお支払いが残っている場合、その残金を両社から請求させていただきます。 ・本サービスに利用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線が両社で開通した初期工事費において、サービス解約時お支払いが残っている場合、その残金について両社から請求させていただきます。

[エネトピアグループコラボサービス料割引(2)]

対象サービス	エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	ファミリータイプ:5,775円(税込) マンションタイプ:3,905円(税込)
利用契約の期間	1ヶ月
解約金	無し
注意事項	・NTT西日本の提供する光サービスの初期工事費用を、分割払いでお支払いいただいているお客さまで、転用が完了した時点で当該費用のお支払いが残っている場合、その残金を両社から請求させていただきます。 ・本サービスに利用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線が両社で開通した初期工事費において、サービス解約時お支払いが残っている場合、その残金について両社から請求させていただきます。

[エネトピアグループコラボサービス料割引(3)]

対象サービス	エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	・対象サービスを2年間継続利用すること ・両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	ファミリータイプ:4,565円(税込) マンションタイプ:3,465円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	ファミリータイプ:4,565円 マンションタイプ:3,465円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合
注意事項	・NTT西日本の提供する光サービスの初期工事費用を、分割払いでお支払いいただいているお客さまで、転用が完了した時点で当該費用のお支払いが残っている場合、その残金を両社から請求させていただきます。 ・本サービスに利用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線が両社で開通した初期工事費において、サービス解約時お支払いが残っている場合、その残金について両社から請求させていただきます。